

繰越し・翌債 承認申請の手引き

【 手続編 事故繰越し・補助 】

《令和8年7月》

東北財務局理財部
主計第一課・主計第二課

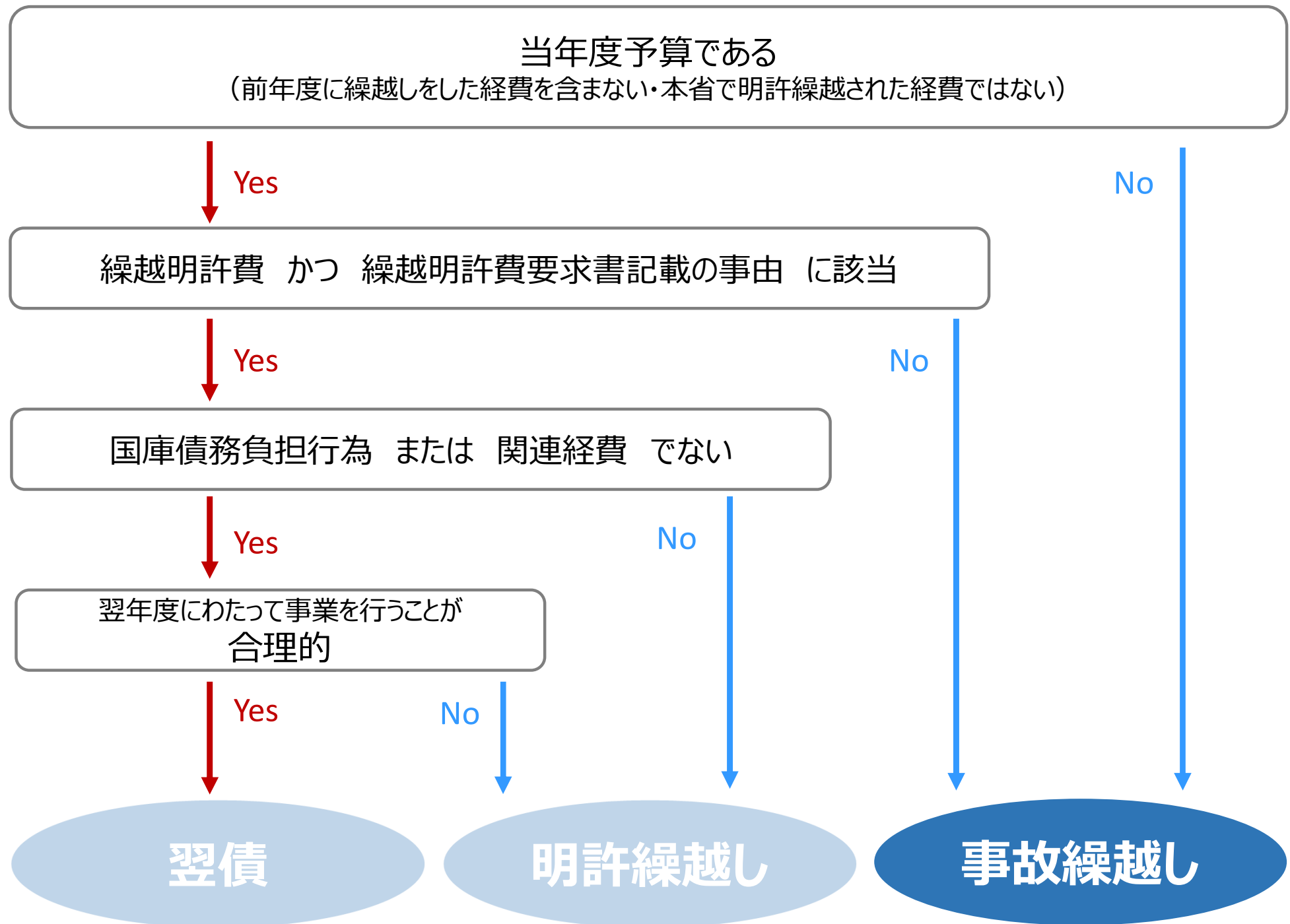
＜お願い＞

繰越事務の担当から異動される際は、
本手引きを後任の方に引き継いでください。

目次（手続編 事故繰越し・補助）

		頁
1	こんなときは事故繰越し	1～2
2	繰越事由の発生時期と繰越手続の関係	3
3	事故繰越しの提出書類一覧	4
4	事故繰越しの提出書類	5～14
5	事故繰越し（災害復旧・復興事業）の提出書類	15～21

1. こんなときは事故繰越し



1. こんなときは事故繰越し

事故繰越しの要件

○ 年度内に支出負担行為がなされていること

- ・「年度内に支出負担行為をなし」とは、
繰越年度以前の年度において支出負担行為を行っている」と解され、前年度における支出負担行為を含むもの。

- ・国の支出の原因となる契約その他の行為
補助事業・・・**交付決定**
直轄事業・・・**契約**

○ 避け難い事故であること

社会通念上 常識的に避け難い事故 であり、
支出負担行為後に生じた事故

要件チェック

- ✓ 「避け難い事故」は、支出負担行為後（交付決定後）に発生したもののか
- ✓ 「避け難い事故」は、当年度に発生したもののか
- ✓ 事故は、「避け難い事故」と認められるか

事故繰越し不可

✗ **支出負担行為 = 交付決定以前に発生した事故**

✗ **避け難い事故と認められない事故**

（例）

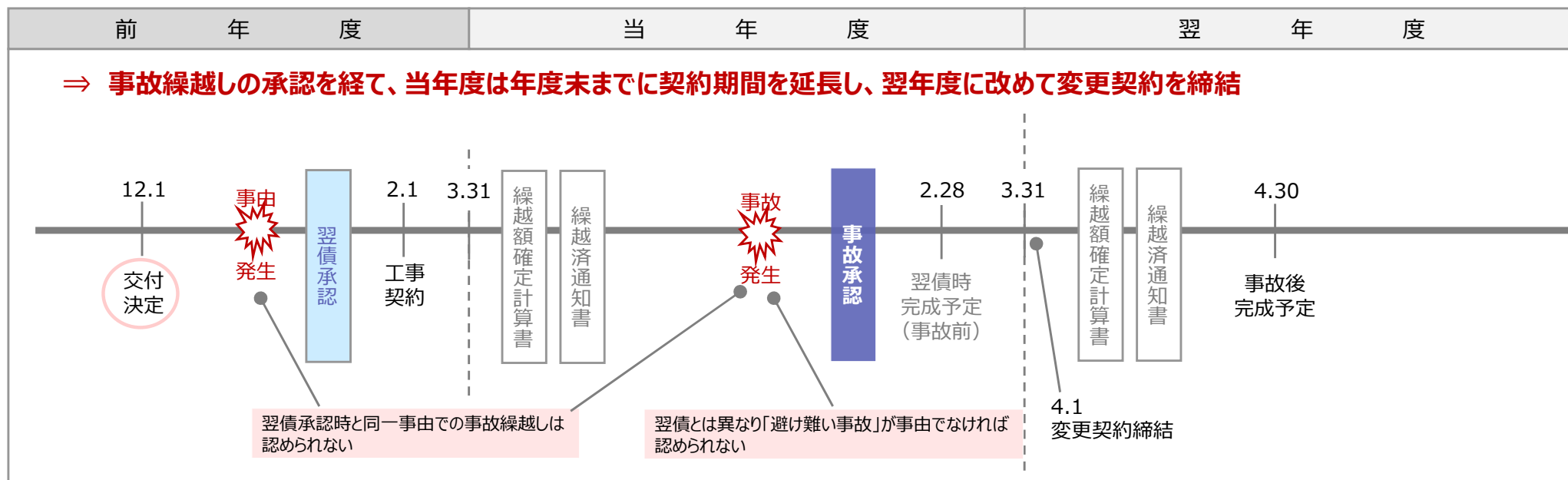
- ・発生が予想できたと推察される事故
- ・事前準備疎漏と認められる事故
- ・内部的要因による事故



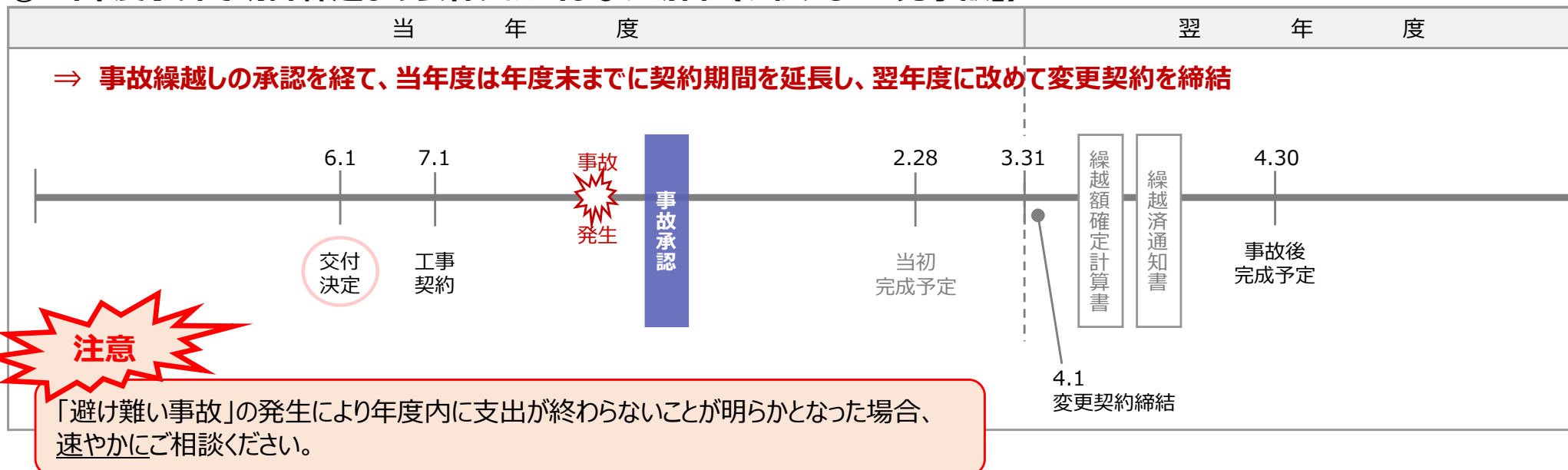
2. 繰越事由の発生時期と繰越手続の関係

○ は支出負担行為時点を示す

① 前年度に翌債承認を受け、当年度完成予定であったが、避け難い事故が発生したため、完成が翌年度となる場合



② 当年度予算で明許繰越しの要件に該当しない場合（いわゆる「一発事故」）



3. 事故繰越しの提出書類一覧

○：必須書類、△：事案に応じて提出する書類

番号	提出書類	備考	通常	災害復旧・復興事業	関連経費
①	繰越計算書（事故繰越しの分）	ADAMSⅡで作成	○	○	○
②	繰越計算書（事項別内訳表）	ADAMSⅡで作成	○	○	○
③	事故繰越しを必要とする理由書	通常事故繰越の理由書は、令和4年度から標準様式に変更	○	○	○
④	明許（翌債）承認時の関係資料	前年度、明許（翌債）承認された事項の場合 ・承認通知書、箇所別調書及び理由書、繰越額確定計算書（該当ページのみで可） ※本省間で繰越した予算（本省明許）の事故繰越しの場合についても添付が必要	○	○	○
⑤	繰越事項別調書	補助対象事業費全体の契約状況等が分かるもの ※本年度の示達額が「契約額（総事業費）－前年度の支出済額」と異なる場合、金額の動きを整理した「事故繰越額整理表（任意様式）」を添付すること	○	提出省略	－
⑥	契約書（写）	・事項別調書に記載した契約（変更契約を含む）の契約書（契約日付及び契約金額が分かるページのみで可）	○	提出省略	－
⑦	補助金等交付決定通知書（写）	・繰越計算書、繰越事項別調書等に記載された交付決定日や交付額が確認できるもの（該当ページのみで可、当初決定から最終変更まで全て） ・金額が複数の事業の合計となっている場合には、任意様式にてその内訳を整理すること	○	提出省略	－
⑧	工程表	理由書に網羅的に記載されている場合は省略可	△	提出省略	－
⑨	事故事由を確認できる書類	事案に応じて、理由書に記載した事故発生日・事故事由を確認できるもの（真に必要な書類を最小限添付すれば可）			
	例1 異常気象等	・位置図 平面図 ・現場写真（事故を確認するために必要な場合に限る。） ・新聞やインターネットの記事（理由書の事故事由を補足するために必要な場合に限る。） ・異常気象の発生を客観的に示す気象データ	△	提出省略	－
	例2 工事現場等での障害	・位置図 平面図 ・現場写真（事故を確認するために必要な場合に限る。） ・地元住民や自治体との調整等経緯の記録（理由書に事故事由が網羅的に記載されている場合は省略可）	△		
	例3 住民・地権者等関係者との調整等	・地元住民や自治体との調整等経緯の記録（理由書に事故事由が網羅的に記載されている場合は省略可）	△		
	例4 請負業者の倒産等	・請負業者の倒産した事実がわかる書類 ・新聞やインターネットの記事（事実を補足するために必要な場合に限る。）	△		
	例5 他事業・他機関等との関係	・工事打合せ記録・中止指示書・再開指示書（理由書に事故事由が網羅的に記載されている場合は省略可。）	△		
	例6 資材の入手難	・納入遅延等の事実が確認できる書類（請負業者からの納入遅延通知書等）	△		
⑩	審査表		○	提出省略	○

- 通常の事故繰越しは、必要に応じ電話等によりヒアリングをさせていただくことがあるので、ご留意願います。
- 災害復旧・復興事業において提出を省略している書類についても、後日その保存状況等を確認しますので確実に作成してください。

4. 事故繰越しの提出書類（繰越計算書）

繰越事務の委任を受けている官職で申請
※支出負担行為計画示達を受けた支出負担行為担当官等以外が提出者となる場合、ADAMS II で提出者登録を行う（「〇〇県〇〇部長」等）

文書記号番号を必ず入れる
日付は、原則送信日付

P-1
〇〇〇 第123号
令和〇年〇月〇日

東北財務局長 殿

支出負担行為担当官 〇〇県〇〇〇部長

繰越計算書（事故繰越しの分）

〇〇〇〇省所管 令和8年度 一般会計		勘定区分のある特別会計は 勘定名を表示		支出負担行為担当官 〇〇県〇〇〇部長		官署支出官 〇〇県会計管理者		摘要			
部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為 計画示達額	支出済額及び 支出すべき額	翌年度へ繰越額		不用となる べき額	摘要		支出負担行為 済 額	支出負担行為の 相手方及び年月日	事務事業の既済高 及び検査年月日	事務事業の完了 の見込年月日
(組織)〇〇〇〇本省	項及び目のコード及び名称	円	円	円	円	円		円			
123 〇〇〇事業費	「目の細分」は財務大臣指定 経費のみ記入		申請時までの支出済額+本年度末までの支出見込額								
12345-1234-00 〇〇〇改修事業費補助		26,250,000	20,175,000	(0) 0	(0) 6,075,000	0					
(目の細分)〇〇〇改修事業費補助		15,750,000	9,675,000	(0) 0	(0) 6,075,000	0					
(事項)〇〇県〇〇〇改修事業費補助 (××地区ほか2箇所分)のうち〇〇地区		a 9,750,000	b 3,675,000	(d 0) c 0	(0) e 6,075,000	f 0		(17,500,000) 9,750,000	〇〇県知事 (R7.6.10) R8.4.1		
(注) a = b + c + d + e + f											
(その他の事項)		6,000,000	6,000,000	(0) 0	(0) 0	0					
(その他の目の細分)		10,500,000	10,500,000	(0) 0	(0) 0	0					
目及び目の細分レベルで、申請時点の支出 負担行為計画示達額と一致させる											
・前年度に明許繰越し（翌債）を行っている場合、原則として明許繰越し時 と同一の事項名とする ・但し、明許繰越し時、複数箇所あった事項の場合、以下例示のように事故 繰越し対象の箇所が特定できるようにする 【例示】 明許繰越し：〇〇改修事業費補助（〇〇地区ほか3箇所分） 事故繰越し：〇〇改修事業費補助（〇〇地区ほか3箇所分）のうち △△地区											
・支出負担行為済額は、繰越計算書を作成するときまでに交付決定を行った額を記入 ・支出負担行為の相手方及び年月日は、交付決定通知の宛名及び日付を記入 ・【上段】事故繰越しに係るもの（関連経費を除く）については、法令要件として 「年度内に支出負担行為をなし」しているところ、上段に（ ）書きで当初（変更が あった場合は変更後）の支出負担行為済額及び年月日を記入 ・【下段】事故繰越しに係るもの（関連経費を除く）については、下段に前年度に 明許繰越し（翌債）を行った金額の範囲内で、支出負担行為計画示達のあつ た後に当年度に実施した（擬制的な（※1））支出負担行為済額及び 年月日を記入 なお、前年度に明許繰越し（翌債）を行っていない場合の事故繰越し にあつては、下段に上段（ ）と同じ金額及び年月日を記入 （※1）「擬制的な支出負担行為」とは支出負担行為等取扱規則・別表乙号 「4繰越」に基づく再度の支出負担行為のことを指す ・複数回の交付決定がある場合 → 〇年〇月〇日（※2）ほか何回 （※2）原則、直近の年月日を記入											
・竣工検査予定年月日 を記入 ・同一事項内に完了見 込年月日の異なる箇 所がある場合には、最 も遅い完了見込年月 日を記入すること ・日付は、事故繰越しを 必要とする理由書に記 入の事故繰越後の事 業計画の終期と同日 が確認すること											

繰越しを必要とする理由 別紙理由書のとおり

ADAMS II で自動計算出力される部分

ADAMS II 入力時の「繰越内訳」の選択誤りによる修正が発生しています。
「0 事故繰越」：前年度に明許繰越し（翌債）をしていない場合
「2 明許繰越後の事故繰越」：前年度から明許繰越し（翌債）をしている場合

0000000002

4. 事故繰越しの提出書類（繰越計算書 事項別内訳表）

P-1

繰越計算書（事項別内訳表）

〇〇〇〇省所管
令和8年度 一般会計

部局等、項及び目(目の細分)並びに事項	支出負担行為 計画示達額	支出済額及び 支出すべき額	翌年度へ繰越額		不用となるべき額
			繰越承認済額	要繰越額	
(組織)〇〇〇〇本省	円	円	円	円	円
123 〇〇〇事業費					
45 〇〇〇事業に必要な経費	9,750,000	3,675,000	(0)	(0)	0
(事項)〇〇県〇〇〇改修事業費補助(××地区ほか2箇所分)のうち〇〇地区	9,750,000	3,675,000	(0)	(0)	0
○予算事項名を正確に選択する（本省経費との区分、類似予算事項名との混同に注意し、主務省の支出負担行為計画示達表の予算事項と突合） ○承認時の予算事項名の選択に誤りがあった場合、主務省に対応の要否を確認					

0000000002

4. 事故繰越しの提出書類（事故繰越しを必要とする理由書）（1/2）

以下に沿って記入をお願いします。

理由書は箇所毎に
作成してください

事故繰越しを必要とする理由書

提出者が支出負担行為担当官でない場合は空欄としてください。

支出負担行為担当官 ○○○県○○○部長

①事故繰越しの概要

所管・会計	○○○○省 一般会計	組織・項	○○○○本省 ○○○事業費
「目」の名称	○○○改修事業費補助	「目の細分」の名称	○○○改修事業費補助
事項名	○○県○○○改修事業費補助（××地区ほか2箇所分）のうち○○地区		
箇所名	○○地区		
所在	○○県○○市○○字○○番～○○番		
事業内容	主要地方道○○線○○交差点改良事業 施工延長L=50m、 舗装工 A=200㎡、土工 V=250㎡、 排水構造物工 N=一式、道路付属物施設工 N=一式		
要繰越額	6,075,000 円		

明許繰越・翌債時から変更となっている場合、その旨記載する（「事業内容精査の結果、翌債時から一部変更有」等）。

「事業内容」欄には、事故繰越しの対象となる経費の内容を記入するとともに、事故事由との整合にも留意の上、記入して下さい。

前年度から明許繰越し（翌債）によって繰り越された経費（本省繰越しを含む）であること等について、当該欄を確認の上、以下の点に留意しつつ、確認・添付を了したあとに✓を入れてください。

（留意点）
・前年度に明許繰越し（翌債）を行っていない場合は、「2」に✓を入れ、「1-1」「1-2」の✓は不要です。
・前年度からの繰越事業分（全額明許繰越し）と本年度事業分の予算をまとめて契約（交付決定）した場合であって、その全額を事故繰越しとして承認申請するものについては、原則、繰越「事項」をそれぞれ別立てしてください。
・添付する「箇所別調書及び理由書」に複数事項（箇所）の記載がある場合は、事故繰越しの対象となる事項（箇所）を着色するなど、容易に特定できるよう工夫してください。

②前年度における明許繰越し（翌債）時の関係書類の確認

☒	1. 前年度から明許繰越し（翌債）によって繰り越された経費である
☐	2. 前年度から明許繰越し（翌債）によって繰り越された経費ではない
「1」に該当する場合は、以下の2項目を確認の上、チェックを入れてください。なお、「1-1」に該当しない場合は具体の理由を記入してください。	
☒	1-1. 「要繰越額」は前年度における明許繰越し（翌債）承認後の繰越額（確定額）の範囲内であることを確認
	「1-1」に該当しない理由：
☒	1-2. 「箇所別調書及び理由書」（事項名、箇所名及び繰越事由がわかるページのみで可）を添付

③

支出負担行為年月日	R7 年 6 月 10 日
支出負担行為済額	17,500,000 円

補助事業は当初（変更があった場合は変更後※）の支出負担行為年月日（交付決定日）及び支出負担行為済額を記入してください。
なお、当該欄は、「繰越計算書（事故繰越しの分）」の同欄のうち上段（ ）書きと原則一致させてください。
※「変更があった場合」とは、変更契約等（補助事業等においては変更交付決定）により新たな債務負担額が発生する（＝支出負担行為に該当する）場合を指し、期限変更のみ等の新たな債務負担額が発生しない（＝支出負担行為に該当しない）場合は、当初の支出負担行為年月日及び支出負担行為済額を記入してください。

1
事故繰越しの概要について記載する。

（①を記入）

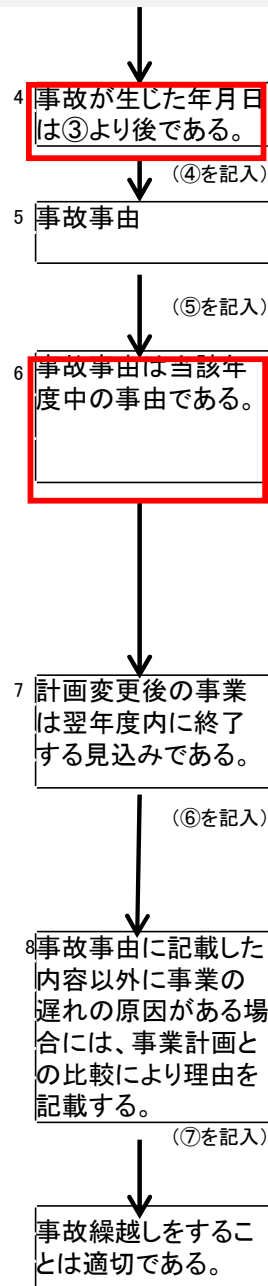
2
前年度から明許繰越し（翌債）によって繰り越された経費である（当該経費の事故繰越しではない場合は「2」にチェックし「1-1」「1-2」のチェックは不要）。

（②を記入）

3
支出負担行為は実施済みである。

（③を記入）

4. 事故繰越しの提出書類（事故繰越しを必要とする理由書）（2/2）



④ 事故の要因が複数日にわたる場合は、事故が生じた期間を記入して下さい。

事故発生年月日	R 8 年 8 月 3 日 (~ R 9 年 1 月 13 日
---------	----------------------------------

⑤

類型	工事現場等での障害
事由	掘削工事着手後の令和8年8月3日、掘削工事を進めていたところ、工事の障害となる想定外の地中埋設物（コンクリート構造物及び配管）が発見された。このため工事を一時中断し、状況を確認するための地中調査を実施するとともに、所有者確認や撤去に向けた前地権者との交渉を行い、前所有者の負担で撤去工事を実施することで合意したがこの間3ヶ月を要した。 また、地中埋設物撤去・搬出工事に2ヶ月を要することになったことから、合わせて5ヶ月の遅延が生じ、年度内の完了が困難となったものである。 なお、事前の調査や地権者との用地買収交渉の過程においては、地中埋設物の存在は確認できなかった。

事故事由を確認するため、事故発生年月日にどのような事故が発生し、事業の進捗にどのような影響を及ぼしたのかを具体的に記入してください。

繰越しガイドブック 参考資料編「2. 事故繰越しの事例」における類型（1. 異常気象等、2. 工事現場等での障害、など）のうち該当するものを選択してください（該当する類型がない場合は「その他」を選択してください）。
なお、事故事由の審査に当たっては、事業の内容や進捗状況等を踏まえ、個別具体的に事故繰越しの要件を具備しているかを確認することから、例文と一致していることをもって必ずしも事故繰越しが承認されるものではないことにご留意願います。

支出負担行為（交付決定）後に発生した当該年度中の事故事由について具体的に記入してください。
なお、前年度に明許繰越し（翌債）を行っている場合、それと同じ繰越し事由をもって事故繰越しすることは認められません。

⑥

当初の事業計画	R 7 年 5 月 7 日 ~ R 8 年 3 月 19 日
明許繰越し（翌債）後の事業計画	R 7 年 5 月 7 日 ~ R 8 年 10 月 30 日
事故繰越し後の事業計画	R 7 年 5 月 7 日 ~ R 9 年 5 月 12 日

明許（翌債）承認時の「事務事業の完了の見込年月日」を記入してください。改め明許の場合には、改め明許承認時の事業計画を記入してください。

翌年度内に事業が終了見込となっているかを確認してください。

⑦事業の遅れに繋がった他の要因があれば、その原因等を事業計画との比較（中断・再開時期の理由、工期の長期化の理由など）で説明してください。

【事業計画の変更】

当該事業は、令和8年1月に翌債承認を得て、令和8年10月末に工事が完了する計画で事業を進めていたが、令和8年6月の入札が不調となったため、発注内容を見直しを行い、再度入札に1ヶ月を要したことから、工事完了見込みが翌債承認時より1ヶ月遅延し、令和8年11月末となった。

連絡先	〇〇県△△部□□課
Tel	012-345-6789
担当	財務 太郎

事故事由について、補足がある場合には記入してください。

また、契約（補助金等の交付決定）を複数回行っている場合には、その日付、回数及び契約（補助金等の交付決定）額の増減の有無を記入してください。

（例）補助金等の交付決定を複数回行っている場合
[契約の推移]
R●年●月●日 交付決定
R●年●月●日 変更交付決定（1回目、期間延長のみ）
R●年●月●日 変更交付決定（2回目、増額変更）
（翌債承認後）R●年●月●日 変更交付決定（3回目、期間延長のみ）

4. 事故繰越しの提出書類（繰越事項別調書）

繰越事項別調書

※【契約状況】に記載した全ての契約にかかる契約書の提出が必要

(事業主体名)
(事項名・箇所名)

〇〇県
〇〇〇県〇〇〇改修事業費補助（××地区ほか2箇所分）のうち〇〇地区

繰越計算書の事項名を正確に記入

(C≠A-B)の場合は、実際の示達額を記入し、
金額の動きを整理した「事故繰越額整理表
(任意様式)」を提出すること

申請時までの支出済額
+本年度末までの支出見込額

【契約状況】（未契約のものは予定で記入し、契約年月日欄に「未」と付す。）

(単位：円)

契約内容	契約年月日	契約期間	完了（見込） 年月日	契約額 （総事業費） （A）	前年度の 支出済額 （B）	本年度			
						支出負担行為計 画示達額 （C=A-B）	支出済額及び支 出すべき額 （D）	繰越額 （E）	不用となるべき額 （C-D-E）
用地費及び補償費	R7.5.7	R7.5.7～R8.2.20	R8.2.20	8,000,000	8,000,000	0	0	0	0
測量及び試験費	R8.2.20	R8.2.20～R8.5.29	R8.5.29	8,000,000	7,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0
本工事費（当初）	R8.7.1	R8.7.1～R8.11.27	R9.5.12	15,100,000	0	15,100,000	6,040,000	9,060,000	0
本工事費（変更）	未		R9.5.12	3,000,000	0	3,000,000	0	3,000,000	0
事務費（旅費）	例示にならない適宜設定		R9.5.12	1,000,000	500,000	500,000	350,000	150,000	0
合 計				35,100,000	15,500,000	19,600,000	7,390,000	12,210,000	0
一致		補助対象事業費	うち国費 （補助金額）	17,500,000	7,750,000	9,750,000	3,675,000	6,075,000	0
			うち裏負担分	17,500,000	7,750,000	9,750,000	3,675,000	6,075,000	0
		その他		100,000	0	100,000	40,000	60,000	0

一致

【交付決定等の状況】

示達等	年月日	文書記号番号	金額
内示	R7.4.2	〇〇〇第〇〇号	17,500,000
支出負担行為計画示達	R7.4.4	〇〇〇第〇〇号	17,500,000
交付申請	R7.5.9	〇〇〇第〇〇号	17,500,000
交付決定	R7.6.10	〇〇〇第〇〇号	17,500,000
支出負担行為計画示達	R8.4.1	〇〇〇第〇〇号	9,750,000

「その他」の欄には、総事業費に当該事項に係る補助金の対象外事業費等が含まれる場合に該当の計数を入力のこと。
例）・他地区との一括施行の場合
・他の補助金も入っている場合 等

当該計数は繰越計算書（事故繰越しの分）と一致する。

連絡先	部局課等	〇〇県〇〇〇〇課〇〇〇班
	電話番号	000-000-0000（内線1234）
	担当者名	〇〇 〇〇

4. 事故繰越しの提出書類（工程表）

工 程 表

（事業主体名） ○○県

繰越計算書の事項名を正確に記入

（事 項 名） ○○県○○○改修事業費補助（××地区ほか2箇所分）のうち○○地区

工 種 等			年月	令和 7 年度												令和 8 年度												令和 9 年度												
				工 期																																				
	7	4	5	6	7	8	9	10	11	12	8	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	10	1	2	3
用地買収・移転補償	当初	R7.5.7	～	R7.7.10																																				
	翌債	R7.5.7	～	R8.2.20																																				
	変更 事故	R7.5.7	～	R8.2.21																																				
測量・設計	当初	R7.7.11	～	R7.10.17																																				
	翌債	R8.2.20	～	R8.5.29																																				
	変更 事故	R8.2.20	～	R8.5.29																																				
本工事	当初	R7.10.22	～	R8.3.18																																				
	翌債	R8.6.2	～	R8.10.30																																				
	変更 事故	R8.7.1	～	R8.11.27 R9.5.12																																				
入札不調～再入札	当初		～																																					
	翌債		～																																					
	変更 事故	R8.6.2	～	R8.6.30																																				
湧水の確認（R8.8.4） 対策工法の検討（本工事中断）	当初		～																																					
	翌債		～																																					
	変更 事故	R8.8.4	～	R8.10.6																																				
対策工事の施行（本工事中断）	当初		～																																					
	翌債		～																																					
	変更 事故	R8.10.9	～	R9.1.13																																				
	当初		～																																					
	翌債		～																																					
	変更 事故		～																																					
	当初		～																																					
	翌債		～																																					
	変更 事故		～																																					

当初計画

翌債承認時計画

翌債後変更計画

事故繰越申請計画

凡 例

当初計画

翌債承認時計画

翌債後変更計画

事故繰越申請計画

・翌債承認後に計画変更等あった場合は、その内容と期間を明示

・事故繰越しとなった要因の発生時点と、解消のためにとった措置に要した期間を明示

・翌債承認後に計画変更等あった場合は、その内容と期間を明示
・事故繰越しとなった要因の発生時点と、解消のためにとった措置に要した期間を明示

凡 例	
	当初計画
	翌債承認時計画
	翌債後変更計画
	事故繰越申請計画

4. 事故繰越しの提出書類 (審査表)

★ 次頁以降の審査要領に基づき、必ず複数人（担当者及び検証者）によるチェックを行った上で申請すること

予算書上の事項を記入

繰越計算書(事故繰越しの分) 審査表

一般会計（〇〇本省）、・・特別会計（□□勘定）と、（ ）書きを記入

令和8年度 所管：〇〇〇〇省 会計(組織・勘定)：一般会計(〇〇〇〇本省)
(項)：〇〇事業費 (事項) 〇〇〇事業に必要な経費 (目) 〇〇改修事業費補助

番号	審査事項(要件等)	確認 (チェック)
1	各省各庁の長から会計法第46条の2の規定による繰越しの手続に関する事務委任を受けているものである。	○
2	前年度に事故繰越しで繰り越した経費の再繰越しではない。	○
3	前年度に明許繰越しで繰り越した経費の事故繰越し ではなく、丙号繰越明許費の経費又は丙号繰越明許費要求書の事由に該当しない。 である。	— ○
4	本年度内に支出負担行為がなされている。	○
5	避け難い事故が、支出負担行為後に発生したものである。	○
6	事故繰越事由は、異常な天然現象・地権者の死亡・工事中の崩落事故による中断等、真にやむを得ないものである。	○
7	支出負担行為の時期、金額、契約の相手方等は適正である。	○
8	関連経費として繰り越す経費は ない。 あるが、内容・積算は適正である。	— ○

記載例 ○：該当し、確認済
—：該当なし
△：その他（余白又は別紙で内容を記載）

審査表は（目）毎に提出
※審査は箇所毎

番号	審査事項(要件等)	確認 (チェック)
9	繰越計算書の書式は適正に作成されている。記入すべき箇所は全て適正に記入されている。	○
10	部局等、項及び目(目の細分)の名称並びにコード番号が適正である。	○
11	事項のたて方(名称等)は適当である。	○
12- i	「支出負担行為計画示達額」欄について、目までの金額の積上げが適正である。	○
12- ii	支出負担行為計画示達額は、示達された支出負担行為計画と一致している。	○
13	「支出済額及び支出すべき額」欄は、妥当な金額である。(特に前金払、概算払)	○
14- i	「翌年度へ繰越額」欄の前回までの「繰越承認済額」欄の金額は適正である。	○
14- ii	「翌年度へ繰越額」欄の「要繰越額」欄の金額は、積算の内容も含め検討した結果、適正である。	○
15	「不用となるべき額」欄は妥当な金額である。	—
16- i	「摘要」欄の「支出負担行為済額」欄は、実際に支出負担行為がなされた金額である。	○
16- ii	「摘要」欄の「支出負担行為の相手方及び年月日」欄は、適正である。	○
16- iii	「摘要」欄の「事務事業の既済高及び検査年月日」欄は、適正、かつ繰越事由、完了見込み等から判断して適当である。	○
16- iv	「摘要」欄の「事務事業の完了の見込年月日」欄は、進捗状況等から判断して妥当である。	○
17	繰越計算書(事項別内訳表)の事項(予算書上の事項)及びそのコードが適正に記載されている。	○
18	繰越事由・事由発生時期について、支出負担行為の時期及び完成までの期間、事業の進捗状況等からみて、やむを得ない(避け難い)ものである。	○

4. 事故繰越しの提出書類（審査表_審査要領&留意事項等）（1/3）

番号	審査事項（要件等）		審査要領	留意事項等
1	各省各庁の長から繰越しの手続に関する事務委任を受けているものである。		支出負担行為担当官等に対する各省各庁の長の繰越しの手続に関する事務の委任の有無を確認する。 （会計法第46条の2の規定により事務委任されている経費の確認）	支出負担行為計画示達を受けた支出負担行為担当官以外が計算書を提出する場合、ADAMSⅡで提出者名を入力する必要がある。
2	前年度に事故繰越して繰り越した経費の再繰越しではない。		明許繰越しの対象となっている経費は、前年度から事故繰越しによって繰り越されたものを更に本年度において事故繰越しによって繰り越すものではないかどうかを確認する。	前年度から事故繰越しされた経費の再繰越しはできない。
3	前年度に明許繰越して繰り越した経費の事故繰越し	ではなく、丙号繰越明許費の経費又は丙号繰越明許費要求書の事由に該当しない。 である。	事故繰越しの対象となっている経費が、前年度から明許繰越しによって繰り越されたものを更に本年度において事故繰越しによって繰り越すものではない場合は、丙号繰越明許費に該当する経費、又は、予算参照書の丙号繰越明許費要求書に掲げられている事由に該当するものではないことを確認する。 （明許、事故両方の要件を具備している場合は、一般的には明許で申請すること。）	前年度明許繰越した経費は、事故繰越しとなる。 前年度本省間明許繰越している経費は、交付決定後1回目の繰越しであっても事故繰越しとなる。
4	本年度内に支出負担行為がなされている。		本年度内に支出負担行為がなされているかどうかを確認する。	—
5	避け難い事故が、支出負担行為後に発生したものである。		事故繰越しの事由は、支出負担行為をした後に発生したものでなければならない。	—
6	事故繰越事由は、異常な天然現象・地権者の死亡・工事中の崩落事故による中断等、真にやむを得ないものである。		事故繰越しの事由は、避け難い事故であるかどうかを検討する。事由が薄弱であるにもかかわらず申請されるケースが従来から見受けられる（特に補助金等において）ので、この点に特に留意する必要がある。	自己に起因する事由（事務不備、認識不足、施工ミス等）は事故繰越しの事由として認められない。
7	支出負担行為の時期、金額、契約の相手方等は適正である。		支出負担行為の時期、金額、契約の相手方等が適正であるかどうかを調査する。 実際に支出負担行為が行われ、かつ、契約等（直轄事業は契約、補助事業等は補助金等の交付決定）の内容が実施されているかどうかを調査し、着工年月日、竣工予定年月日等、事業等の進捗状況を併せて審査する。また、支出負担行為のみに終わり事業等に着手しない場合もあるが、このようなことは望ましくないので、このような場合には、着手できなかった事由を究明する必要がある。	—
8	関連経費として繰り越す経費は	ない。 あるが、内容・積算は適正である。	関連経費として繰越しをする場合には、その経費が関連経費に該当するかどうか、また、金額が適正かどうかを検討する。 関連経費として繰り越すことができる経費については、個々の繰越しの内容を十分検討した上で決定する以外にはないのであるから、事業計画の内容、予算の積算の内訳又はその事業等の実施状況等を勘案して適正な金額を把握するように努める必要がある。	本体工事と一体不可分な経費で、かつ、工事等の進捗に応じて支出負担行為がなされることが明確な経費については、関連経費として、支出負担行為の有無に関わりなく事故繰越しできる。

4. 事故繰越しの提出書類（審査表_審査要領&留意事項等）（2/3）

番号	審査事項（要件等）	審査要領	留意事項等
9	繰越計算書の書式は適正に作成されている。記入すべき箇所は全て適正に記入されている。	繰越計算書の書式は、所定の書式に従って作成されているか、記入すべき箇所は全て適正に記入されているかどうかを確認する。	—
10	部局等、項及び目（目の細分）の名称並びにコード番号が適正である。	この欄に記入してある繰越しの対象となっている経費の部局等、項及び目（予算執行に当たっての目の細分をすることとされている経費については目の細分まで）の名称並びにそのコード番号に誤りがないかどうかを予算書、予算移替調書、予備費使用調書、弾力条項による経費増額調書等によって照合する。	流用立目された経費については、支出負担行為計画示達表を提出する。
11	事項のたて方（名称等）は適当である。	繰越しの事項の名称の表現が適当かどうかを検討する。事項は、一つの契約、工事箇所、補助金の交付決定毎等を単位とするなど、明確にする必要がある。	「事業主体」+「補助金等名称」+「（「箇所名」+「ほか」+「箇所数-1」+「箇所分」）」（補助）
12- i	「支出負担行為計画示達額」欄について、目までの金額の積上げが適正である。	この欄に記入してある繰越しの対象となっている経費の目までの金額の積上げが正しく行われているかどうかを確認する。	目又は目の細分レベルでの申請時点での示達額を入力する。
12- ii	支出負担行為計画示達額は、示達された支出負担行為計画と一致している。	この欄に記入してある金額については、各省各庁の長から示達された金額と一致しているかどうかを確認する。	繰越しない分の支出負担行為計画示達額は、（その他の事項）及び（その他の目の細分）に計上される。
13	「支出済額及び支出すべき額」欄は、妥当な金額である。（特に前金払、概算払）	この欄に記入してある繰越しの対象となっている経費の支出済額及び支出すべき額について、その見込額の内訳を精査し、妥当な金額であるかどうかを検討する。	補助金等の前金払、概算払は、本年度中に完了する部分についてのみ認められており、未竣工部分については認められていない。（補助）
14- i	「翌年度への繰越額」欄の前回までの「繰越承認済額」欄の金額は適正である。	この欄に記入してある繰越しの対象となっている経費の繰越承認済額は、前回までに承認した額に合致するかどうかを繰越（翌債）承認通知書と照合する。	—
14- ii	「翌年度への繰越額」欄の「要繰越額」欄の金額は、積算の内容も含め検討した結果、適正である。	要繰越については、その積算の内容が適正かどうか（特に前金払、概算払等が事業の進捗度合に対して適正に行われているかどうか等）を検討する。	—
15	「不用となるべき額」欄は、妥当な金額である。	この欄に記入してある繰越しの対象となっている経費の不用となるべき額について、その見込額の内訳を精査し、妥当な金額であるかどうかを検討する。	不用となるべき額が「0」の場合、審査表の確認チェック欄は該当なし（—）を選択する。
16- i	「摘要」欄の「支出負担行為済額」欄は、実際に支出負担行為がなされた金額である。	この欄に記入してある支出負担行為済額は、実際に支出負担行為がなされたものであるかどうかを確認する。	全額交付決定されていない場合は、交付決定予定日、金額について主務省に確認する。（補助）
16- ii	「摘要」欄の「支出負担行為の相手方及び年月日」欄は、適正である。	この欄に記入してある相手方は、正当な相手方（正当な債権者）であるかどうかを確認する。また、この欄に記入してある年月日は、正当に支出負担行為が行われた年月日であるかどうかを確認する。	補助金の交付決定先（〇〇県知事、〇〇市長 等）が相手方となる。（補助） 複数回にわたり支出負担行為がなされている場合は、「直近の日付」+「ほか〇回」と表示する。

4. 事故繰越しの提出書類（審査表_審査要領&留意事項等）（3/3）

番号	審査事項（要件等）	審査要領	留意事項等
16- iii	「摘要」欄の「事務事業の既済高及び検査年月日」欄は、適正、かつ繰越事由、完了見込み等から判断して適当である。	この欄に記入してある事務事業の既済高は、繰越しを必要とする事由、事務事業の完了見込年月日等から判断して、適当かどうかを検討し、また検査年月日は、実際に検査した年月日であるかどうかを確認する。	必ず進捗状況を把握し、出来高率及び時点を明確にする。
16- iv	「摘要」欄の「事務事業の完了の見込年月日」欄は、進捗状況等から判断して妥当である。	この欄に記入してある完了見込年月日については、その事業の進捗状況等から判断して妥当なものであるかどうかを検討する。	事故繰越しは、支出負担行為後の避け難い事由によりやむを得ず繰越しを行うものであり、早期完了を計る必要がある。
17	繰越計算書（事項別内訳表）の事項（予算書上の事項）及びそのコードが適正に記載されている。	繰越計算書（事項別内訳表）の「部局等、項及び事項」欄において、事項（予算書上の事項）及びそのコードが適正に記載されているかどうか、予算書、予算参照書、各目明細書等と必ず照合すること。（ <u>事項選択誤り</u> が多数発生しているため、特に留意すること。）	予算書は財務省HPで確認できる。
18	繰越事由・事由発生時期等について、支出負担行為の時期及び完成までの期間、事業の進捗状況等からみて、やむを得ない（避け難い）ものである。	「理由書」について、記載内容が適切であるかどうかを確認する。 繰越しの事由は、支出負担行為をした後における真にやむを得ない避け難い事故であるかどうかを検討する。避け難い事故が支出負担行為をした後ではないものや、避け難い事故があっても事由が薄弱であるにもかかわらず申請されるケースが従来から見受けられる（特に補助金等において）ので、この点に特に留意する必要がある。	理由書には、事由発生から解消までの期間を明確に記入する。 工期に矛盾（事由と関係しない着工の遅れ、工期の延長等）がないかどうかを確認する。

■「審査表」は、申請する官署の部局長が、その責任において作成し提出するものです。

申請箇所全てにおいて、確実にチェックしてください。

■必ず複数人（担当者及び検証者）によるチェックを行った上で申請してください。

5. 事故繰越し（災害復旧・復興事業）の提出書類（繰越計算書）

繰越事務の委任を受けている官職で申請
※支出負担行為計画示達を受けた支出負担行為担当官等以外が提出者となる場合、ADAMS II で提出者登録を行う（「〇〇県〇〇部長」等）

文書記号番号を必ず入れる
日付は、原則送信日付

P-1
〇〇〇 第123号
令和〇年〇月〇日

東北財務局長 殿

支出負担行為担当官 〇〇県〇〇〇部長

〇〇〇〇省所管
令和8年度 一般会計

勘定区分のある特別会計は
勘定名を表示

繰越計算書（事故繰越しの分）

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為 計画示達額	支出済額及び 支出すべき額	翌年度へ繰越額		不用となる べき額	摘 要			
			繰越承認 済 額	要繰越額		支出負担行為 済 額	支出負担行為の 相手方及び年月日	事務事業の既済高 及び検査年月日	事務事業の完了 の見込年月日
(組織) 〇〇〇〇本省 123 〇〇災害復旧事業費 12345-1234-00 〇〇災害復旧事業費補助 (目の細分) 〇〇災害復旧事業費補助 (事項) 〇〇県に対する令和〇年発生 災害に係る〇〇災害復旧事業費補助 (第513号ほか23箇所分)のうち第513号 ほか3箇所分 (その他の事項) (その他の目の細分)	項及び目のコード及び名称 「目の細分」は財務大臣指 定経費のみ記入 191,875,000 86,875,000 a 26,875,000 (注) a = b + c + d + e + f 60,000,000 105,000,000	円 円 円 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円 円 円	〇〇県〇〇〇部長 〇〇県会計管理者	〇〇県知事 (R7.12.2) R8.4.1	令和9年7月30日

申請時までの支出済額+本年度末までの支出見込額

・竣工検査予定年月日を記入
・同一事項内に完了見込年月日の異なる箇所がある場合には、最も遅い完了見込年月日を記入すること
・日付は事故繰越しを必要とする理由書に記入の事故繰越後の事業計画の終期と同日か確認すること

・支出負担行為済額は、繰越計算書を作成するときまでに交付決定があった額を記入
・支出負担行為の相手方及び年月日は、交付決定通知の宛名及び日付を記入
・【上段】事故繰越しに係るもの（関連経費を除く）については、法令要件として「年度内に支出負担行為をなし」ているところ、上段に()書きで当初（変更があった場合は変更後）の支出負担行為済額及び年月日を記入
・【下段】事故繰越しに係るもの（関連経費を除く）については、下段に前年度に許繰越し（翌債）を行った金額の範囲内で、支出負担行為計画示達のあった後に当年度に実施した（擬制的な（※1））支出負担行為済額及び年月日を記入
なお、前年度に明許繰越し（翌債）を行っていない場合の事故繰越しにあつては、下段に上段（ ）と同じ金額及び年月日を記入
（※1）「擬制的な支出負担行為」とは支出負担行為等取扱規則・別表乙号「4繰越」に基づく再度の支出負担行為のことを指す
・複数回の交付決定がある場合 → 〇年〇月〇日（※2）ほか何回（※2）原則、直近の年月日を記入

目及び目の細分レベルで、申請時点の支出負担行為計画示達額と一致させる

繰越しを必要とする理由 別紙理由書のとおり

地震等の災害による復旧・復興事業を対象とする。
(注) 地震等の災害の規模を問わない。被災箇所において実施する災害関連事業及び被災地域において実施する具体の災害（被災）からの復旧・復興を目的として予算計上された事業を含む。

対象となる事業	対象とならない事業
・災害復旧事業 ・被災地域において実施する再度災害防止対策事業 ・災害公営住宅整備事業	・老朽化対策事業 ・耐震化事業 ・防災減災事業
・中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金 ・災害廃棄物等処理事業費 ・具体の災害（被災）からの復興事業	・その他の一般事業 ※疑義がある場合は照会されたい。

5. 事故繰越し（災害復旧・復興事業）の提出書類（繰越計算書 事項別内訳表）

P-1

繰越計算書（事項別内訳表）

〇〇〇〇省所管
令和8年度 一般会計

部局等、項及び目(目の細分)並びに事項	支出負担行為 計画示達額	支出済額及び 支出すべき額	翌年度へ繰越額		不用となるべき額
			繰越承認済額	要繰越額	
(組織)〇〇〇〇本省					
123 〇〇災害復旧事業費					
45 〇〇〇事業に必要な経費	26,875,000	8,125,000	(0)	(0)	0
(事項)〇〇県に対する令和〇年発生災害に係る〇〇災害復旧事業費補助 (第513号ほか23箇所)のうち第513号ほか3箇所	26,875,000	8,125,000	(0)	(0)	0

○予算事項名を正確に選択する（本省経費との区分、類似予算事項名との混同に注意し、主務省の支出負担行為計画示達表の予算事項と突合）

○承認時の予算事項名の選択に誤りがあった場合、主務省に対応の要否を確認

0000000002

5. 事故繰越し（災害復旧・復興事業）の提出書類（事故繰越しを必要とする理由書）（1/2）

理由書は箇所毎に作成してください。

箇所が複数ある場合は、各葉の右上に番号を記入

1

以下に沿って記入をお願いします。

災害

事故繰越しを必要とする理由書

提出者が支出負担行為担当官でない場合は空欄としてください。

支出負担行為担当官 ○○県○○○部長

①事故繰越しの概要

所管・会計	○○○○省 一般会計	組織・項	○○○○本省 ○○災害復旧事業費
「目」の名称	○○災害復旧事業費補助	「目の細分」の名称	○○災害復旧事業費補助
事項名	○○県に対する令和○年発生災害に係る○○災害復旧事業費補助（第513号ほか23箇所分）のうち第513号ほか3箇所分		
箇所名	第513号		
所在	○○県○○市○○町○○地先～△△地先		
事業内容	道路復旧事業 復旧延長 L=870m 表層工 A=4,350㎡ 擁壁工 V=14,000㎡ 仮設工 N=1式		
具体の災害（被災状況）	令和○年○○地震により被災した○○道路の復旧事業		
要繰越額	18,750,000 円		

「事業内容」欄には、事故繰越しの対象となる経費の内容を記入するとともに、事故事由との整合にも留意の上、記入してください。

災害復旧・復興事業（経費）であることが確認できるよう、具体の災害（被災状況）について簡記してください。

前年度から明許繰越し（翌償）によって繰り越された経費（本省繰越しを含む）であること等について、当該欄を確認の上、以下の点に留意しつつ、確認・添付を了したあとに✓を入れてください。

（留意点）
・前年度に明許繰越し（翌償）を行っていない場合は、「2」に✓を入れ、「1-1」「1-2」の✓は不要です。
・前年度からの繰越事業分（全額明許繰越し）と本年度事業分の予算をまとめて契約（交付決定）した場合であって、その全額を事故繰越しとして承認申請するものについては、原則、繰越「事項」をそれぞれ別立てしてください。
・「箇所別調書及び理由書」を添付する場合であって、それに複数事項（箇所）の記載がある場合は、事故繰越しの対象となる事項（箇所）を着色するなど、容易に特定できるよう工夫してください。なお、「箇所別調書及び理由書」の添付を省略する場合は「事項名」「箇所名」「繰越事由」を記載してください。

事故繰越しの概要について記載する。

（①を記入）

前年度から明許繰越し（翌償）によって繰り越された経費である（当該経費の事故繰越しではない場合は「2」にチェックし「1-1」「1-2」のチェックは不要）。

（②を記入）

②前年度における明許繰越し（翌償）時の関係書類の確認

☒	1. 前年度から明許繰越し（翌償）によって繰り越された経費である							
☐	2. 前年度から明許繰越し（翌償）によって繰り越された経費ではない							
「1」に該当する場合は、以下の2項目を確認の上、チェックを入れてください。なお、「1-1」に該当しない場合は具体の理由を記入してください。								
☒	1-1. 「要繰越額」は前年度における明許繰越し（翌償）承認後の繰越額（確定額）の範囲内であることを確認							
「1-1」に該当しない理由：								
☐	1-2. 「箇所別調書及び理由書」（事項名、箇所名及び繰越事由がわかるページのみで可）を添付							
添付を省略する場合は、要記載	事項名	○○県に対する令和○年発生災害に係る○○災害復旧事業費補助（第513号ほか23箇所分）						
	箇所名	第513号						
	繰越事由	計画に関する諸条件	設計に関する諸条件	気象の関係	用地の関係	補償処理の困難	資材の入手難	試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難
	内容	湧水処理						

5. 事故繰越し（災害復旧・復興事業）の提出書類（事故繰越しを必要とする理由書）（2/2）

災害復旧・復興事業の事故事由は、過去の事例や被災地域の状況等を踏まえ、類型化・定型化した例文を参考にすることができます。
（令和元年10月9日付事務連絡第3794号 別紙2「事故繰越しの主な類型と理由の例」）

3 支出負担行為は実施済みである。

(3)を記入

4 事故が生じた年月日は3より後である。

(4)を記入

5 事故事由

(5)を記入

6 事故事由は当該年度中の事由である。

7 計画変更後の事業は翌年度内に終了する見込みである。

(6)を記入

8 事故事由に記載した内容以外に事業の遅れの原因がある場合には、事業計画との比較により理由を記載する。

(7)を記入

事故繰越しをすることは適切である。

③

支出負担行為年月日	R7 年 12 月 2 日
支出負担行為済額	97,500,000 円

事故の要因が複数日にわたる場合は、事故が生じた期間を記入して下さい。

④

事故発生年月日	R8 年 7 月 17 日 ~ R8 年 11 月 20 日
---------	--------------------------------

⑤

類型	建設資材
事由	工事着手後の7月17日に、〇〇地区の災害復旧事業に必要な資材のうち、生コン（必要量14,000m ³ のうち9,000m ³ ）の入手が困難であると請負業者からの申し出があった。これにより、7月18日から11月21日までの4ヶ月間、工事を中断せざるを得ない状況となり、年度内の完成が困難となった。請負業者は、別の入手方法を検討するも、予定数量の確保ができなかった。
箇所	

「事故繰越しの主な類型と理由の例」のうち該当するものを選択してください（該当する類型がない場合は「その他」を選択してください）。

支出負担行為後に発生した当該年度中の事故事由について具体的に記入してください。
なお、前年度に明許繰越し（翌債）を行っている場合、それと同じ繰越し事由をもって事故繰越しすることは認められません。

⑥

当初の事業計画	R7 年 12 月 2 日 ~ R8 年 3 月 27 日
明許繰越し（翌債）後の事業計画	R7 年 12 月 2 日 ~ R9 年 2 月 12 日
事故繰越し後の事業計画	R7 年 12 月 2 日 ~ R9 年 7 月 30 日

事故が生じた箇所を記入してください（事故が特定の箇所に係るものでない場合は記入不要）。
なお、記入に代えて地図を添付していただいても構いません。

明許（翌債）承認時の「事務事業の完了の見込年月日」を記入してください。改め明許の場合には、改め明許承認時の事業計画を記入してください。

⑦事業の遅れに繋がった他の要因があれば、その原因等を事業計画との比較（中断・再開時期の理由、工期の長期化等）で説明してください。

【「⑤事故事由」の補足説明及び⑤以外の遅延理由】

契約締結時点における生コンの需給量については、特に逼迫した状況にはなかったものの、7月17日になって更に緊急を要する6月発生〇〇災による需要量の増加から供給が間に合わない状況となったものである。地区内にある生コン業者3社に供給可能が確認したところ、各社とも余裕はなく供給は困難であるとの回答であった。

加えて、工事の騒音発生により近隣の住民から令和9年2月3日に苦情があり、作業時間を短縮するなどの対応を行ったことから、約1ヶ月の工期延長が必要となった。

(地区内の生コン需給関係)

地区内 3 社合計 生産量70,000m³/月、需要増100,000m³/月

災害復旧工事 必要量14,000m³ ⇒ 供給可能量5,000m³

☑

本件は、具体の災害に係る復旧・復興事業（経費）の事故繰越しであることから、令和6年6月21日付事務により申請するものである。

当該様式による申請の対象経費であることを確認の上、✓を入れてください。

連絡先	〇〇県△△部□
Tel	012-345-6789
担当	財務 太郎

当初（変更があった場合は変更後※）の支出負担行為年月日（交付決定日）及び支出負担行為済額を記入してください。
なお、当該欄は、「繰越し計算書（事故繰越しの分）」の同欄のうち上段（ ）書きと原則一致させてください。
※「変更があった場合」とは、変更契約等（補助事業等においては変更交付決定）により新たな債務負担額が発生する（＝支出負担行為に該当する）場合を指し、期限変更のみ等の新たな債務負担額が発生しない（＝支出負担行為に該当しない）場合は、当初の支出負担行為年月日及び支出負担行為済額を記入してください。

翌年度内に事業が終了見込となっているかを確認してください。

事故事由について、補足がある場合には記入してください。
また、契約（補助金等の交付決定）を複数回行っている場合には、その日付、回数及び契約（補助金等の交付決定）額の増減の有無を記入してください。
(例) 補助金等の交付決定を複数回行っている場合
[契約の推移]
R●年●月●日 交付決定
R●年●月●日 変更交付決定（1回目、期間延長のみ）
R●年●月●日 変更交付決定（2回目、増額変更）
(翌債承認後) R●年●月●日 変更交付決定（3回目、期間延長のみ）

18

5.事故繰越し（災害復旧・復興事業）の提出書類 ～事故繰越しを必要とする理由書～（主な類型と理由の例1/3）

～ 事故繰越しの主な類型と理由の例 ～

<理由記載にあたってのポイント>

- ① 当初予定したスケジュール(行程)を記載！
- ② どのような事象(事故要因)が発生し、どのような状況になったかを記載！
- ③ 事象発生後に、どのような対応(処置)をとったかを記載！

(例示)

●●施設の復旧工事について、

①本工事の着手を●月●日に予定していたが、

②●年●月●日の台風●号により、本工事の資材搬入路である市道●号線が大規模に被災し、通行不能となった。この復旧に●ヶ月程度の時間を要する見込みであり、本工事の着手を●月に延期せざるを得なくなった。

③本工事箇所は当該道路の他に迂回路はないため、当該道路が開通するまでの約●ヶ月間、工事を中断することとなり、

年度内の完了が困難となった。

1 自然災害

① ●●施設の復旧工事について、本工事の着手を●月●日に予定していたが、●年●月●日の台風●号により、本工事の資材搬入路である市道●号線が大規模に被災し、通行不能となった。この復旧に●ヶ月程度の時間を要する見込みであり、本工事の着手を●月に延期せざるを得なくなった。本工事箇所は当該道路の他に迂回路はないため、当該道路が開通するまでの約●ヶ月間、工事を中断することとなり、年度内の完了が困難となった。

② ●●地区●●工事の工事着手後の●年●月●～●日に発生した風浪により再度被災し、●●の工程から●●の工程まで、約●割程度やり直しせざるを得ない手戻り工事が発生したことから、約●ヶ月の工期延長を余儀なくされ、年度内の完了が困難な状況となった。

③ ●●地区●●工事の工事着手後の●年●月●～●日における記録的な豪雪により、本地区において積雪●cmを記録(例年は●cm程度)。除雪作業に相当な日数を要したことから本工事箇所への交通経路が復旧するのに約●ヶ月の期間を要し、その結果、工事の中断を余儀なくされ、年度内の完了が困難な状況となった。

2 建設資材

① ●●地区●●工事の工事着手後の●月●日に請負業者から、●●●に必要となる資材のうち、生コン(必要量●m³のうち●m³)の入手が困難であるとの申し出があった。これにより、●月～●月までの●ヶ月間、工事を中断せざるを得ない状況となり、年度内の完了が困難となった。請負業者は、別の入手方法を検討するも、予定数量の確保はできなかった。

② ●●地区●●工事の工事着手後の●月●日に請負業者から、復興需要の急増によりブロック製造業者において製造の遅延が生じており、●●●●に必要となるブロック(必要量●m³のうち●m³)が予定どおり入手できないとの申し出があった。このため、工場における製造が完了する間(●月までの●ヶ月間)、工事を中断せざるを得ない状況となり、年度内の完了が困難となった。

③ ●●地区●●工事の工事着手後の●月●日に受注業者から、必要とされる資材である土砂の入荷が不安定であり、工事が遅延するとの申し出があった。これにより新たな供給先の検討及び入荷土砂の品質検査が必要となったため、●月～●月までの●ヶ月間、工事を中断せざるを得ず、年度内の完了が困難となった。

④ ●●地区●●工事の工事着手にあたり、工事を施工するための機材の手配を進めていたところ、●●を行うための機材の需要が逼迫しており、必要台数●台のうち●台が手配困難な状況となった。残りの必要台数の手配を行いつつ、予定より少ない手配済みの台数で施工開始したが、手配できなかった機材の関係で●月～●月までの●ヶ月間、工事を一時中断せざるを得ず、年度内の完了が困難となった。

⑤ ●●地区●●工事の工事着手後の●月●日に受注業者から、外注先である設計会社の繁忙を理由に工事遅延の申し出があった。平行して他の設計会社に依頼する方向を模索するも引受先を見つけないことができなかった。このことにより約●ヶ月の遅れが生じたため、年度内の完了が困難となった。

⑥ ●●地区●●工事の工事着手後の●月●日に受注業者から、資材の高騰、人件費の値上がりから受注額超過になるため、このまま工事を進められない旨申し出があった。このため●●(積算見直し、設計見直し、契約変更など)を行う必要が生じ、約●ヶ月の遅れが生じたことにより、年度内の完了が困難となった。

3 作業員

① ●●地区●●工事の契約締結後の●月●日に請負業者から、工事実施にあたり作業員の確保を行ったところ、●年●月に発生した●●地震後の労働需要の急増から、予定人員の●割しか確保することができなかった旨報告があった。請負業者は、人員確保に努めているものの、予定を大幅に下回る人員で行っていることから、●ヶ月の遅延が生じ、年度内の完了が困難となった。

4 入札不調(補助事業の場合)

<年度内に契約ができた場合>

① ●月●日に交付決定を受けた後、補助事業者による入札を行ったところ、●年●月に発生した●●地震からの復旧・復興事業に係る事業の集中による資材価格の高騰などの影響により価格が折り合わず、●回入札不調となり(●回目の入札日(●月●日))、●ヶ月程度の遅れが生じた。その後、規模や工期を見直した上で契約を行うことができたが、●●(資材、人員確保など)の状況を踏まえた計画変更により予定工期に遅れが生じ、年度内の完了が困難となった。

5. 事故繰越し（災害復旧・復興事業）の提出書類 （事故繰越しを必要とする理由書）（主な類型と理由の例2/3）

	<現状、契約はできていないが年度内に契約の見通しがある場合> ② ●月●日に交付決定を受けた後、補助事業者による入札を行ったところ、●年●月に発生した●●地震からの復旧・復興事業に係る事業の集中による資材価格の高騰などの影響により価格が折り合わず、●回入札不調となった(●回目の入札日(●月●日))。今後、●●(規模、工期、資材・労務単価など)の見直しを行い年度内に契約を行う見込みとなっている。
5	地元住民等調整 ① ●●地区●●工事において、●月●日に●●について利用者との合意を得た上で事業を開始したところであったが、●月●日に利用者側から●●を理由に●●の変更を求められた。これにより利用者との再度調整を行った結果、●●の見直しを図ることとなり、約●ヶ月の遅れが生じ、年度内の完了が困難となった。 ② ●●処理事業において、当初受入を了解していた●●自治体から、●月●日に●●に対する懸念等から住民調整に日数を要している旨報告があった。この調整のため約●ヶ月程度の遅れが生じており、年度内の完了が困難となった。
6	地中埋設物 ① ●●地区●●工事の掘削工事を開始したところ、●月●日に当初想定していなかった●●(コンクリートガラ、配管など)の地中障害物が多数発見された。このため、障害物の撤去作業の追加、作業効率の低下に伴い、●ヶ月の遅延が生じ、年度内の完了が困難となった。 ② ●●地区●●工事の工事着手後、●月●日に埋蔵文化財の試掘調査を実施したところ予想以上の文化財の存在が確認された。このため、埋蔵文化財の詳細調査を行うことに伴い、工事の中断を余儀なくされた。更に、工事の集中などにより、埋蔵文化財発掘調査員の不足も加わり、●月～●月までの●ヶ月(通常●ヶ月程度)の期間を要することになったため、年度内の完了が困難となった。
7	地権者等 ① ●●地区●●工事において、工事着手後に地権者の施工同意、用地境界確定のため立ち会いを行うべく、地権者との連絡をとろうとしたところ、地権者は死亡しており、相続人の所在も不明であることが●月●日に判明した。この対応に●ヶ月程度を要することから、年度内の完了が困難となった。 ② ●●地区●●工事の事業着手後、用地買収にとりかかったが、地主の一人が死亡したことにより相続が行われており、その相続人の一人が●月●日に売却反対の意志を表明した。この交渉に●ヶ月を要したことから、年度内の完了が困難となった。

8	請負業者の倒産 ① ●月●日に交付決定を受けた後、●●地区の●●工事に着手したが、●月●日に受注業者が自己破産申請したため、工事が中断した。このため、工事出来高の把握、契約解除、再発注作業に約●ヶ月が見込まれ、工事再開が●年●月となり、残工事に●ヶ月必要なことから年度内の完了が困難となった。
9	他事業等との関係 ① ●●地区●●工事を●月●日に着工したものの、●月●日になって▲▲工事との調整が必要となることが判明した。●●に係る●●工事部分は、▲▲工事が完了しないと本工事に着手できない部分があるが、▲▲工事は●●の影響により遅れを生じており、●年●月上旬から●月下旬の約●ヶ月間工事を中断せざるを得なかったため、年度内の完了が困難となった。 ② ●●地区●●工事は、土地利用計画の調整後●年●月までに地元住民調整を終了させ、復旧工事に着手する予定であったが、●年●月に●●復興整備計画に基づく土地利用計画において、関係機関との協議難航により調整が遅れていることが判明した。土地利用計画において工事範囲が確定することから、工事着手ができず、約●ヶ月程度の遅れが生じており、年度内の完了が困難となった。なお、土地利用計画は●月頃に整う予定。 ③ ●月に●●地区●●工事の着手を予定していたところ、●●地区内に防災集団移転にともなう▲▲工事が計画され、●●の規模変更を余儀なくされたことから、この●●の変更により●ヶ月程度の遅れが生じ、年度内の完了が困難となった。 ④ ●●地区●●工事の工事着手後において、●●漁業共同組合から中止されていた漁業の再開に伴い、漁業期間における工事中断の依頼があり、●月～●月までの●ヶ月間工事を中断せざるを得ず、年度内の完了が困難となった。 ⑤ ●●地区●●工事の工事着手後の●月●日に道路拡張について市より通告があった。このため、建設予定地の一部を●●する必要が生じたことから、建設計画を見直した上で執行することとなり、このため約●ヶ月の遅れが生じ、年度内の完了が困難となった。 ⑥ ●●地区●●工事について、●月●日に建築許可を受け工事着手に向け準備をすすめていた。この地区は防潮堤工事の計画も平行して進められており、●月●日に計画の決定により本件工事に●●の影響が生じることとなり、年度内の完了が困難となった。

5. 事故繰越し（災害復旧・復興事業）の提出書類 ～事故繰越しを必要とする理由書（主な類型と理由の例3/3）

⑦	●●地区●●復旧工事について、復旧事業計画を策定し工事着手に向け準備をすすめていたところ、●月●日に▲▲事業の事業主体から共同化事業についての申し入れがあった。共同化事業とした場合、復旧経費の節減が図られるメリットも多く、事業計画自体の変更の検討を行ったこと、また共同化事業自体が●月頃に事業化されることから、年度内の完了が困難となった。
⑧	市の破壊家屋等解体撤去事業に●月●日に申し込みを行い、●月頃に建物を撤去した後に同じ場所に建設する予定であった。しかしながら、●月●日に市から、予想を超える応募件数が殺到している状況のため、建物取壊事業が遅延しており、●月頃になるとの連絡があった。建物取り壊しまでは工事に着手できないことから、約●ヶ月の遅れが生じ、年度内の完了が困難となった。
10 事業実施(工事現場など)にあたり発生した障害	
①	●●地区●●工事の工事着手後において、●月●日に工事の障害となる地盤強度不足が判明した。このことにより当初予定されていなかった●●工事を追加で行うこととなり、約●ヶ月間の工期延長を余儀なくされ、年度内の完了が困難となった。なお、事前の調査では軟弱地盤の問題は発見されていなかった。
②	●●事業の●●の作業工程において、当初予定していた●●(塩分濃度など)より●倍程度であると●月●日事業者側から申し出があった。このため●●(除塩など)作業を行いつつ作業を進めていく方法に変更したことから、約●ヶ月の遅れが生じたことにより、年度内の完了が困難となった。
11 用地の確保	
①	●●地区●●工事については、用地買収と工事を平行実施することにより工事促進を図っていたところであるが、工事着手後において、●●の理由から工事用地の引き渡しが遅れることが●年●月に判明し、●月～●月までの●ヶ月間工事を中断せざるを得ず、年度内の完了が困難となった。
②	●●地区●●工事の工事着手後において、●月●日に●●より当初予定していた資材置き場が使用できなくなる旨連絡があった。この地区内は同時に行われている復旧・復興事業もあり、資材置き場の用地使用計画の変更を余儀なくされ、一時事業を中断することとなった。これにより約●ヶ月程度の遅れが生じ、年度内の完了が困難となった。
③	●●との用地補償契約(●月●日付け)については、契約工期以内での移転が完了し速やかに登記手続きに入ったものの、法務局における登記業務が年度当初であれば通常●日程度であったものが、●ヶ月程度の期間を要す状況となっており、登記業務が年度内に完了しないことが●月●日に判明し、用地補償契約の工期延長せざるを得ず、年度内引き渡しが困難となった。

④	●●処理事業において、当初受入を表明していた●●自治体から、●月●日に●●に対する懸念等から住民調整に日数を要している旨報告があり、当該地での建設を断念した。この代替地の確保に時間を要することとなり、約●ヶ月程度の遅れが生じたため、年度内の完了が困難となった。なお、この土地の確保は●年●月を予定しているところ。
12 行方不明者の搜索	
①	●●改修工事に着手したが、●●の段階にいたった●月●日に当該区域の行方不明者搜索の協力依頼があった。この協議、搜索協力のため●月～●月までの●ヶ月間工事を中断したことにより、年度内の完了が困難となった。
13 建築制限	
①	区画整理の時期、場所に関する正確な情報もない中で、建設工事着手に向けて準備をしていたところ、●月●日に被災市街地復興推進地域の対象となり建築制限がかかってしまった。このため建築制限指定解除(●年●月)まで工事着工できず、年度内の完了が困難となった。
②	区画整理の時期、場所に関する正確な情報もない中で、建設工事着手に向けて準備をしていたところ、●月●日に土地区画整理事業の対象となり建築制限がかかってしまった。この建築制限指定解除は●年●月までであったため、代替地を探すこととし、工事に着手することとしたが、代替地の確保に時間を要したことから、年度内の完了が困難となった。